

京都市告示第 27 号

介護保険法第70条第1項、同法第79条第1項及び同法第115条の2第1項の規定により、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者及び同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定しました。

平成24年4月9日

京都市長 門川 大作

1 申請者

社会福祉法人 洛南福祉会（理事長 長田 修）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都府京都市伏見区向島新上林町16番地

3 事業所の名称

レーベン横大路デイサービスセンター、レーベン横大路ショートステイ、レーベン横大路居宅介護支援事業所

4 事業所の所在地

京都府京都市伏見区横大路鍬ノ本35

5 指定する事業の種類

通所介護、介護予防通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、居宅介護支援事業

6 指定年月日

平成24年4月1日

7 介護保険事業所番号

2670901491

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)